

町勢状況

昭和46.2.1現在
世帯数 1,526戸
人口 5,558人
男 2,610人
女 2,948人

広報たしる

No. 220

昭和46年

2月号

田代町総務課編集

毎月5日 1650部発行

勇壮かつばつな

消防出初式

恒例の消防出初式は、何年ぶり目かに暖い天気めぐまれた、一月九日午前十時田代小学校の校庭で行わ

れ、町外からの多数の消防団体や町婦人会などの参列の中で、威風堂々の分列行進や、迅速機敏なポンプ操

法、放水演習などが行われ、最近の出かせぎの増加と若い人達の転出で消防団員の退団者が多い反面、これに代る新しい団員の確保がむづかしく、消防団活動に一抹の不安もありますが、



写真は川原分団の分列行進

少ない団員で今まで以上の活動をしようと団員一同は消防訓練などに張り切っております。

町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

「出初式での表彰者は次のとおりでした。」

○県消防協会表彰

二十年勤続 団員一田中光男・富尾浅市・窪義興

○郡消防協会表彰

十年勤続 班長一坂元安幸・帖地光男

団員一安田良則・山元須直

十年勤続

団員一長谷広・堀内四男・小園幸二・小梅枝初・平石健二

○退団者感謝状受賞者

中野宮・南園勇・山元一

川辺邦義・宮原安美・山脇初男・中村和郎・山下

信夫・瀬口敬造・猪鹿倉

忠義・野元清・皆銭逸男

上田健二・長谷広・鶴園

優・柴立春義

○消防協力団体表彰

内之牧小組合（一月一日

夜半の火災に協力）

二月のこよみと行事予定

3日 節分

4日 立春 たばこ期成会（大根占町にて）

8日 民生委員会 栄養教室

9日 県農業祭（9～11日）

10日 茶グループ会 身障者連絡協議会

11日 建国記念の日 田代小学校学芸会

12日 経済振興審議会

13日 県下一周駅伝（13～17日） 緑豊会総会

14日 仔牛セリ市（14～15日） 出場二六〇頭

15日 決算特別委員会 茶苗出荷協議会

16日 盤山健康調査（保健所） 小組合長会（振興大会関係）

17日 妊婦検診（17～18日）

20日 振興大会

22日 茶業者会

23日 消防幹部会 教育委員会

25日 所得税確定申告 和牛登録検査 郷原健康調査（保健所）

26日 農業委員会

28日 大原小学校舎落成式典 県茶業大会（エイ町）



本町では一月十五日の成人式を、帰省者などの都合もあり一足早く一月五日午後一時、田代小学校の講堂で開催しました。

参加者は男子三二名、女子三六名、昨年より十五名少ないでしたが、会場は終始はちきれんばかりの若さでいっぱい。

しかし参列の来賓者はなげく、この成人式のうち町内で働いている人はわずか十三名、この人達全員が町内に残っていてくれたら、と、

この「はたち」の若者たちは、どんな美しい夢をえがいているのでしょうか。

二十世紀は君たちの時代です。ぜひすばらしい時代をつくってほしいとおもいます。

若者たちは久しぶりに会った仲間とにぎやかにフォークダンスや、面白おかしい自己紹介などでのしみ散会しました。

はたちの若者たち

どんな夢をみている



写真説明

南園定 川路幸雄 中京よし子
中村幸広 中野利夫 早瀬美奈子
皆鏡孝一 近川雄雄 山下江美子
西田修 時吉勝 時吉みゆ子
柴田豊 植妻秀子 時吉みゆ子
市来正敏 早瀬久美子
黒川孝一 柳田トミ子 新村悦代子
馬込広信 池田トミ子
馬庭三美 柳田静子 中野静子
鍋康博 坂下冬子
近川豊 西元三子 京町長
上原優 北真知子
折野ヨリ子 山元君子
中村豊 吉田鈴子 引地京子
南園正博 田代タス子
橋口孝一 別府洋子
中村義美 中島孝子
町喜久雄 上田光子 木佐真トミ
新村義美 舞島育代 金子和子
山元崇一郎 小園美恵子
小路正美 水添孝子 島瀬礼子
有村茂

国税の相談は

「国税モニター」は皆さんのための代弁者として、皆さんと税務署との間にあって、パイプの役割をつとめていただいております。

税務行政に関すること、国税に関すること、その他御意見、苦情などについて国税モニターを通じてお知らせください。

根占地区の「国税モニター」は根占町川南 川越 勝己

交通災害共済

へみんなそろって加入しましょう

一日一元 三六〇円

申込みは三月末まで

役場総務課へ部落を巡回申込み受付をします。日割は後でお知らせします。

明るく正しい選挙を守る道

自分で信ずる人を自分で選ぶことです。義理や人情にからんで選挙違反をしたくないものです。

次に、違反事例をあげてみますので参考にしてください。

※物品の贈答

物品の贈答が単に日常の儀礼上の贈答に過ぎない場合に於ては選挙法違反とはならないものです。

日常の儀礼であるかそうでないかは贈答者の平素の交際関係、贈答物の価格、その配布先の範囲又は発送の方法等に依り具体的の場合に判断されることです。

しかし、四月に地方選挙を控えている今日においては選挙人一般に対して右のような行為があったときはおおむね次の選挙において当選を目的としてなしたものと推定されるものです。

従って、平常でないと思われる贈答は、選挙法違反となる可能性を大いに含んでいるものと解して、十分注意をされたいものです。投票

※陣中見舞

選挙運動期間に入ると、

票の依頼と思われるものは絶対受取らないことです。

問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができない。違反行為となります。但しこのことは、提供した人だけが処罰され、受取った候補者その他は処罰の対象とはなりません。注意されたいものです。



※金品供与

金銭、物品を選挙人に供与し、その飲心を得て投票を得るような行為は、買収の典型的なもので、買収の悪質な選挙違反となるものです。

選挙人に直接金品を供与しなくても、たとえば要を通じて夫へというよう

※饗応接待

饗応とは、現実に候補者から酒食の提供を受けることにより成立するものであり現実に提供された酒食の全部又はその一部を喫せなかったといったとしても提供された酒食を全部受けたものと判断されます。その酒食の価格が、常食の程度を超過すると否とを問わず、また、饗応者の身分や境遇がどうかを問わないものです。

選挙人が、旅館あるいは料亭において飲食をする場合において、美しい女性をこの選挙人の給仕にあたらせ、酒食する間、選挙人の飲心を得るべき行為をなし特定の候補者に投票を求めたような行為も、いわゆる饗応接待にあたるものであり、選挙法に違反するものです。

不明、疑問点は選挙管理委員会に問合わせてください。



内職に関するある

ご存じですか『家内労働法』

昭和四十五年十月一日から「家内労働法」が施行されました。

この法律は家内労働者の保護を目的としておりますが、同時に委託者と家内労働者との委託関係に一定のルールをつくり、委託者がこのルールに従って、お互に公正な競走をするように努めることによって、経営の合理化に役立つことを期待しています。

わが国には、会社や工場などで働く雇用労働者のほかに、問屋や製造業者から原材料を支給されて主に自宅で自分ひとりで、または家族とともに物品の製造加工等に従事するいわゆる家内労働者が現在約百四十三万人位存在しているといわれています。

その製品は、織物や衣服などの繊維製品、紙袋、ハンドバック、ラジオ、テレビ部品、など広範囲に及んでいます。

しかし、これら家内労働者は、これまでほとんど法的保護の外におかれていたもので、雇用労働者にくらべてその労働条件は一般的に

低く、とくに最近の経済発展に伴い、雇用労働者の労働条件が向上しているなかで著しく立遅れていたためその改善をはかる必要があったわけですが。

このため、家内労働者に関し最も基本的で緊急に必要な事項である委託条件の明確化、工賃支払の確保、工賃の最低額の保障、安全及び衛生の確保等について法的措置を講ずることにより、家内労働者の労働条件の向上をと、その生活の安定をはかるというもので

具体的には、委託者が家内労働者に業務を委託するとき、あらかじめ工賃など委託条件を明示するために家内労働手帳の交付、委託者と家内労働者と協力して定める就業時間の適正化、委託の打ちりの予告、工賃の適確な支払、工賃や物品の受渡しの場所は原則として家内労働者が実際に業務に従事する場所で行うなどについて定めています。

家内労働法を守り、明るい勤労社会をつくりましょう。

税務課からのお知らせ

『土地課税台帳の縦覧を行います』

固定資産税は毎年一月一日現在の所有者(不動産登記法による土地登記簿に所有者として登記されている者)に課税することになっています。しかし賦課期日前(四六年一月一日)にすでに他人に売り渡してしまつた土地(贈与を含む)について、現実の所有権が他人に移つても登記簿上の所有者名義について変更手続きをされてない人は、次の縦覧期間中に限つてその旨申し出てください、現実の所有者に課税します。

縦覧の日割

縦覧日	地区名	縦覧場所
2月15日	麓地区	役場
2月16日		
2月17日	川原地区	役場
2月22日		
2月23日	東部地区	役場
2月24日		

で縦覧には必ずおいでください。
なお三月一日から三月二十日まで固定資産課税台帳の縦覧も行います。

二月二十日は振興大会です

皆さんこそぞって

出会しましょう

昭和四十五年度の田代町振興大会は午前十時から、田代小学校講堂で開催されます。

四十五年度中の物づくり環境づくり、人づくり、な

どの成績発表や表彰式が行なわれる外
午前十一時から、県企画部参事の正込政夫氏の「農村をとりまく諸情勢と、今後の町民の生活安定の方向

国民年金に

ついでの

お知らせ

高合者の国民年金保険料の四十五年度分は早目に納入してください。

明治三十九年生れの人は一、二、三月分を二月末までに、

明治四十年～四十四年生れの人は一、二、三月分を二月末までに納入してください。

それ以前の保険料を滞納されている分についても二月末までに完納してください。

完納が出来ますと、今年からもらえる年金の支給が出来ることにもなります。

を示す「内容の講演も行なわれる予定です。
御承知のとおり正込先生は県下における農業経済通の大家であります。

香典返しを

寄附

次の万々から、香典返しとして金一封を町社会福祉協議会に寄附してください。故人の冥福をお祈り申上げると共に有難くお礼を申し上げます。

(カッコ内は故人)

早瀬部落の宮原栄吉様(妻ハツ)より五、〇〇〇円

鳥淵部落の平原富三様(父長助)より五、〇〇〇円、山下部落の山下保様(妻サエ)より五、〇〇〇円



保育所の入所

希望者の申請書を

受付けています

四月から入所する保育児の入所申請書を次のとおり受付けています。

○受付期間

二月二十日まで

○対象児童

保育に欠ける就学前の児童

児童

○申請の用紙や申請書の記入要領については役場民生課に問いあわせて下さい。



選挙の事前

運動は罰せ

られます

未成年者や選挙犯罪者などの外は誰でも選挙運動に参加できるが、候補者が立候補の届を出しその受付けがすんでからでないで事前運動として禁ぜられ、違反になるので注意せねばならぬ。

一、特定の人の社会的文化的な活動を援助するための後援会をつくることはかまわない。(届出必要) 二、団体が立候補予定者の政見をきくために集会を開くことは自由である。 三、後援会や立候補をする人に寄附することは差し支えない。

◎ 後援会の席上や集会のときに「投票をたのむ」というようなことをいうのは違反となるので注意しましょう。

保健所だより

こんにちは保健所です。

梅の花も咲いて春の暖さがうれしいこの頃です。四十五年度事業もほとんど終え残った仕事のしめくりをする月です。各方面の協力をいただき衛生行政も日、一日と進歩していきます。

母子保健は、乳児、三才児検診の参加が昨年に比べ向上しました。しかし妊婦検診の参加はまだまだ低率です。妊娠届を早く出して適切な指導をうけ、元気な赤ちゃんの誕生を待ちましょう。

衛生業務は食品添加物監視の一年でしたが、各方面の関心もふかく、不良食品の追放もだいぶ効果をあげてまいりました。また最近犬の放し飼いが多くなってきたようです。必ずつないで人に迷惑をかけないようにしましょう。

栄養面は各町で栄養教室も開かれ栄養改善に対する意識の向上もみられ、すでに栄養改善推進員の活動をはじめた町もあり、いっそう各方面の協力をいただきたいと思います。

